

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における帰国した在外選挙人に係る期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項において読み替えて適用する同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年7月3日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 中 村 勇 一

1 設置場所

川崎市川崎区東田町8番地

川崎市川崎区役所 12階会議室

2 設置期間

令和7年7月4日から令和7年7月19日まで

3 事務取扱時間

午前8時30分から午後8時まで